

ChaCha Children Suzuya 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人 ChaCha Children & Co.が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ChaCha Children Suzuya
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市中央区鈴谷5-6-11

(施設の目的及び運営方針)

第2条 ChaCha Children Suzuya(以下、当園という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供にあたっては、入所する乳児及び幼児(以下、園児という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成26年7月9日条例第52号)」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(認可定員)

第3条 当園の認可定員は、90人とする。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法(以下、法という。)第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども(保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。) 60人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。)のうち、満1歳以上の子ども 24人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(提供する保育等の内容)

第5条 当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示141号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ)支給認定を受けた保護者(以下「支給認定保護者」という。)に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において保育を提供
- (2) 養護と教育の一体的提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業
- (7) その他保育に係る行事等

(延長保育)

第6条 当園は、保育標準時間認定子どもについては18時30分から19時30分まで、保育短時間認定子どもについては7時30分から8時30分まで及び16時30分から19時30分まで、それぞれ平時の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行なう。

(一時預かり)

第7条 当園は、保護者の就労形態などに係わらず保護者の要望に応じた子どもの一時預かりを8時30分から16時30分まで行なう。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第8条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名(常勤専従)

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任保育士 1名(常勤専従)

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育者を統括する。

- (3) 保育士 15名以上

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- (4) 栄養士 1名以上(調理員と合わせて合計3名以上)

栄養士は、園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以

上の幼児食に係る献立を作成する。

(5)調理員 3名以上(栄養士と合わせて合計4名以上)

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6)看護師 1名(原則配置とする)

看護師は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うと共に、園児及び職員の健康状態を把握し健康管理等の業務を行う。

(7)事務員 1名

事務員は、保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務に従事する。

(保育を提供する日)

第9条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第10条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供(土曜日を除く)する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分及び16時30分から19時30分まで、土曜は7時30分から8時30分及び16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育・延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第11条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市区町村に対し、当該市区町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2 当園は、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

3 前各号の定めに関わらず、市区町村の定める条例及び規定により免除される費用についてはこの限りではない。

(利用の開始に関する事項)

第12条 当園は、特定教育・保育の利用について、法第42条第1項の規程により市区町村が行なう斡旋および要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 13 条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 14 条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先およびさいたま市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行なった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 当園は、非常災害に備え、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 16 条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 17 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成 26 年 7 月 9 日条例第 52 号)第 19 条に規定するさいたま市への通知に係る記録

- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条

- (1) 利用者に対する事前説明の方法

入園前に説明会の実施

- (2) 相談・苦情等の対応

当園は、社会福祉法第 82 条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を、下記により設置し、苦情解決に努めるものとする。

- 1. 苦情解決責任者 ChaCha Children Suzuya 園長
- 2. 苦情受付責任者 ChaCha Children Suzuya 主任保育士
TEL 048-857-7101
Email info-suzuya@chacha.or.jp
- 3. 第三者委員 玄関に掲示

附 則

- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
-----------	----------	----

延長保育料		延長保育に要する費用の一部をご負担いただきます。	利用する延長保育時間 30分につき月額 3,000 円 1時間につき月額 6,000 円 スポット利用 30分 300 円 1時間 600 円
給食費 (2号認定子ども)	主食	3歳児以上の児童に提供する主食代副食代を実費でご負担いただきます。	月額 2,000 円
	副食		月額 4,500 円
布団乾燥代		委託業者による布団乾燥代をご負担いただきます。	月額 190 円
おむつかバー代(買取)		利用時にご負担いただきます。	1枚 800 円
パンツ代(買取)		利用時にご負担いただきます。	1枚 350 円
トレーニングパンツ代(買取)		利用時にご負担いただきます。	1枚 600 円
帽子代(買取)		1歳児以上は年齢別のカラー帽を使用します。(通常・夏)	各 2,000 円
日本スポーツ振興センター の児童災害共済		年度初めにご負担いただきます。	4月 250 円
開所時間外の保育		閉所時刻以降の保育は原則として行いません。緊急事情等で保育を行う場合は、右記保育料をご負担いただきます。	5分毎 500 円
一時預かり保育		一時預かり保育に要する費用をご負担いただきます。	1時間当 400円 食事代 300円

※1 長期欠席・途中入園退園等の理由による食事徴収につきましては、月間の利用日数の把握に関わらず、1食でも食した場合は全額を徴収致します。

※2 上記以外に、行事等により別途利用者からの徴収を行う場合があります。